

かわさきパラムーブメント広報支援業務委託 仕様書

1 委託業務名称

かわさきパラムーブメント広報支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 履行場所

川崎市市民文化局パラムーブメント推進担当ほか

4 業務の目的

川崎市は、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指し、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進している。

かわさきパラムーブメントをより大きなうねりとし市内全域に広めるためには、目指すべきものや理念を理解した市民等がゲストではなくキャストとして参画することが必要である。

そのためには、かわさきパラムーブメントについて子どもをはじめとした市民に広く周知する必要があり、広報の一環として冊子等を作成し、活用することでパラムーブメントの輪を広げることを目的とする。

5 業務内容

(1) 市民向けチラシの作成

1枚紙(表裏)で市民にパラムーブメントを知ってもらうためのチラシを作成すること。

枚数：1,000枚

※チラシは10月下旬に完成(指定枚数及びデータを納品)させること

(2) パラムーブメント事業の説明用冊子の作成

表紙・裏表紙合わせて12ページ以内でかわさきパラムーブメントについて分かりやすく伝えられるものを作成すること。

枚数：300冊

※(1)、(2)については、多言語対応が可能な「QRトランスレーター」で作成したQRコードを右下に入れることとし、QRトランスレーターのアカウントは、本市のものを提供する

(3) 既存の広報物等を活用した広報の助言

以下のSNSや動画を活用した広報についての助言をすること。

- ・パラムーブメント推進担当が運営するTwitter (@kws_k_para)

・動画

かわさきパラムーブメント～めざせ！やさしさ日本代表！～

(<https://www.youtube.com/watch?v=aGsCaAnWNhE>)

やさしさの連鎖

(<https://www.youtube.com/watch?v=H3FT8LXj-EA>)

ようこそ、バリア CAFÉ へ～二足歩行者ウォーカーの体験～

(<https://www.youtube.com/watch?v=EPNzmSiqJ-c>)

かわさきパラムーブメント ～東京 2020 大会を終えて、その先の未来へ～

(<https://www.youtube.com/watch?v=L11ErFJlNHg>)

(4) 市民等の行動につながるような広報の助言

(5) その他広報に関する助言

6 成果物

- ・ 5 (1) (2) (3) で作成したデータ
PDF、印刷用、電子ブック用のそれぞれのデータを納品すること
- ・ 5 (1) (2) (3) で作成したイラスト等のビジュアルデータ
JPG、PNG形式のデータを納品すること
- ・ 5 (4) (5) についてとりまとめたもの

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の本誌に従い、川崎市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

(1) 担当所管の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、発注者と綿密な協議を行いながら本委託業務を実施すること。

(3) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、また

は二次利用する権利を有するものとする。

- (4) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (5) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。